

国民健康保険税が減免されます



圖稅務課 市民稅係 ☎ 22-3148

新新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる被保険者は、申請により国民健康保険税が減額または免除となる場合があります。

●対象となる人

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者

➔対象期間の保険料 **全額**を免除

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次の①～③全てに該当する世帯に属する被保険者

➔対象期間の保険料 **一部**を免除

- ①世帯主の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填された金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込みであること。
- ②世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ③世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

※世帯主以外の構成員収入で生計が維持されている場合、国民健康保険法施行規則第10条の2による世帯主の変更が必要です。

●保険税の減免額

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている国民健康保険税が減免の対象です。減免額は、以下の算定によります。
※国保加入の届出が遅れた場合等、一部対象外となる場合があります。

$$\text{減免額} = (\text{A} \times \text{B} / \text{C}) \times \text{D}$$

- A：世帯全員分の国民健康保険税額
B：世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：世帯主および当該世帯に属する被保険者全員分の前年の合計所得金額
D：減額または免除の割合（以下の表）

世帯主の前年の合計所得金額	減額または免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部 (10分の10)
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合は、減免対象保険税の全部を免除します。

●申請手続

- ・申請書のほか、令和2年の収入見込み金額は、その明細書等状況がわかる資料の提出が必要となります。
- ・平成31年分（令和元年分）の申告がお済みでない人は、申告が必要となります。

後期高齢者医療保険料が減免されます

圏ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯の人は、申請により後期高齢者医療保険料が減額または免除となる場合があります。

●対象となる人

(1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者

➔対象期間の保険料 **全額**を免除

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次の①～③全てに該当する世帯に属する被保険者

➔対象期間の保険料 **一部**を免除

- ①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填された金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込みであること。
- ②主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ③主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。



●保険料の減免額

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている後期高齢者医療保険料が減免の対象です。減免額は、以下の算定によります。

$$\text{減免額} = (\text{A} \times \text{B} / \text{C}) \times \text{D}$$

- A：同一世帯に属する被保険者の保険料額
- B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- C：主たる生計維持者および当該世帯に属する被保険者全員分の前年の合計所得金額
- D：減額または免除の割合（以下の表）

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額または免除の割合（D）
300万円以下であるとき	全部（10分の10）
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、減免対象保険料の全部を免除します。

●申請手続

- ・申請書のほか、令和2年の収入見込み金額は、その明細書等状況がわかる資料の提出が必要となります。
- ・平成31年分（令和元年年分）の申告がお済みでない人は、申告が必要となります。

介護保険料が減免されます

圖ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

新新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれるなどの場合は、申請により介護保険料が減額または免除となります。

●対象となる人

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯に属する第1号被保険者

➔対象期間の保険料 **全額**を免除

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少が見込まれ、次の①②いずれにも該当する世帯に属する第1号被保険者

➔対象期間の保険料 **一部**を免除

- ①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填された金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少する見込みであること。
- ②主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

●保険料の減免額

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている介護保険料が減免の対象です。減免額は、以下の算定によります。

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

- A：第1号被保険者の令保険料額
 B：主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
 C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額
 D：減額または免除の割合（以下の表）

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額または免除の割合（D）
200万円以下であるとき	全部（10分の10）
200万円を超えるとき	10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、減免対象保険料の全部を免除します。

●申請手続

- 申請書のほか、令和2年の収入見込み金額は、その明細書等状況がわかる資料の提出が必要となります。
- 平成31年分（令和元年分）の申告がお済みでない人は、申告が必要となります。

養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。
毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞご来園ください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話：0967-32-5501

入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

広告

お知らせ

生活困窮大学生等のための
給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている大学生などを支援する給付金です。給付の要件や申請方法の詳細は県ホームページをご覧ください。



県ホームページ

●対象者
県内の大学等または県内高校などの出身で県外の大学など

●給付要件
対象者の生計維持者が住民税非課税であること

●給付額 一律5万円

申請期間 令和2年9月15日まで
 〇 9 6 ・ 3 3 3 ・ 2 7 3 8
 〇 9 6 ・ 3 3 3 ・ 2 7 3 8

新型コロナウイルス予防に根拠のある商品はありません

新型コロナウイルス感染症の予防に効果があると言って商品を勧められたという相談が消費生活センターに寄せられています。新型コロナウイルス感染症に対する予防効果に客観的、合理的な根拠のあるサプリメント

ト、食品や商品はありません。そのような勧誘や広告にはご注意ください。

悪質な勧誘や消費者トラブルで困りの場合は、阿蘇市消費生活センターまたは県消費生活センターまでご相談ください。

〇 9 6 ・ 3 8 3 ・ 0 9 9 9

〇 2 2 ・ 3 3 6 4

〇 2 2 ・ 3 3 6 4

司法書士がトラブルの話し合いをサポートします

熊本県司法書士会では、新型コロナウイルス感染症によって発生したトラブル(140万円以下の民事上の争いに限る)を解決するため、裁判によらない紛争解決手続を行っております。当事者の問題解決に向けた話し合いを司法書士が中立的な立場でサポート致します。

●トラブル例

不動産賃料の滞納
 結婚式旅行のキャンセル料の支払い
 職場とのトラブル 等々
 申立から問題が解決した際の手数料等一切が無料で、当事者の費用負担はありません。

〇 9 6 ・ 3 6 4 ・ 2 8 8 9
 〇 9 6 ・ 3 6 4 ・ 2 8 8 9

特別定額給付金の手続きはお済みですか？
 申請期限は8月20日まで

10万円

●給付金を装った詐欺にご注意ください。

特別定額給付金を振り込むために、国や市が振込手数料を求めるとは絶対ありません。ATM(現金自動支払機)での操作手続きを行うよう連絡することも絶対ありませんのでご注意ください。

●配偶者からの暴力などを理由に避難している人への措置もあります。詳細は特別定額給付金事業対策室にお問い合わせください。



〇 2 2 ・ 3 2 3 1 (直通)
 〇 2 2 ・ 3 2 3 1 (直通)

介護職員初任者研修
 受講生募集

募集期間：2020年6月15日～7月31日8:30～17:00(日曜を除く)
 研修期間：2020年8月3日～11月25日
 毎週月・水・金18:00～21:00

受講料：55,000円(教材・テキスト代込み)



※イメージ画像です

お問い合わせは、介護老人保健施設 愛・ライフ内牧0967-32-5511まで 主催：医療法人社団坂梨会